

防災・危機管理職員として退職自衛官がお役に立ちます！

地方公共団体における防災計画の作成、防災訓練の企画・実施等、さらには、災害が発生した場合における自衛隊などの実動機関との調整、このような地方公共団体の幅広い防災業務への対応には、退職自衛官がお役に立ちます。

退職自衛官の雇用を財政面からも後押しする「地域防災マネージャー」制度が平成27年10月から導入されました。退職自衛官には、この「地域防災マネージャー」の要件を満たす者が多数おりますので、地域の防災・危機管理能力を向上させるため、本制度を活用し、防災監等として退職自衛官の雇用を是非ご検討ください。

地域防災マネージャー制度

【趣旨】

近年全国各地で頻発する豪雨災害、土砂災害や発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震に対応するため

【申請】

地方公共団体が防災の専門性を有する外部人材を「防災監」や「危機管理監」等として採用・配置するに当たり、これに必要となる知識・経験等を有する者を「地域防災マネージャー」として、本人からの申請に基づき内閣府が証明

【特別交付税】

「地域防災マネージャー」を防災監等として地方公共団体が採用・配置した場合は、その経費の半分（上限あり。）が特別交付税の対象

【地域防災マネージャーの要件】

以下の（１）及び（２）の要件を満たす者

- （１）防災に関する必要な研修等（①～③のいずれか）を受講した者
 - ① 内閣府の実施する「防災スペシャリスト養成研修（基礎以外の全コース）」
 - ② 防衛省の実施する「防災管理教育」
 - ③ その他これらの研修等と同様の効果を得られるものと内閣府が認める研修
- （２）防災行政に係る一定程度の実務経験等を有する者（④及び⑤を満たす者）
 - ④ 本省課長補佐級（国の地方支分部局、地方公共団体、実動機関（警察、消防、海上

保安庁及び自衛隊をいう。)又は民間企業にあつてはこれに相当する職位)以上の職位を経験した者であること

- ⑤ 国又は地方公共団体において防災行政の実務経験5年以上を担った経験があること又は災害派遣の任務を有する部隊又は機関において2年以上の勤務経験を有すること

【特別交付税の対象要件】

- (1) 採用される者が内閣府が発行する「地域防災マネージャー」の証明書を有していること
- (2) 勤務形態は、常勤職員又は常勤職員と同様の勤務時間以上勤務する職員
- (3) 各都道府県、市町村にそれぞれ1名まで

